

さんま棒受網漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項8号に掲げる次の知事許可漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和3年2月26日

岩手県

1 さんま棒受網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	水産動植物の種類	漁具の種類 その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可または起業の認可をすべき船舶等の数
さんま棒受網漁業	さんま	棒受網	岩手県 沖合海面	7月22日 から12月31日 まで	制限なし	10トン未満	岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部(大船渡水産振興センター)管内に漁業根拠地を有する者	2

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年4月9日から令和3年5月10日まで

(3) 備考

- この許可の有効期間は、令和3年6月1日（令和3年6月2日以降の場合は許可の日）から令和6年5月31日までとする。
- この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。
ア 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合は、これに従わなければならない。
- 許可又は起業の認可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所地を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長その他の場合は水産振興課総括課長に提出するものとする。
- 許可又は起業の認可の申請の数が公示した船舶の数を超える場合においては、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。